

国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の改善に関する
具体的対応について（抄）

〔平成6年6月23日 6林野管第108号〕
〔林野庁長官より各営林(支)局長等あて〕
〔最終改正〕平成19年7月30日 19林国管第41号

Ⅸ 工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について

第1 対象工事等

苦情処理の対象となる工事等は、原則として「国有林野事業特別会計に係る公共工事等の入札及び契約情報の公表について」（平成13年3月30日付け12林国管第72号林野庁長官通達）Ⅱ-2第1に定める建設工事等とし、以下のとおりとする。ただし、工事においては予定価格が250万円を超えないもの及び測量・建設コンサルタント等業務においては予定価格が100万円を超えないもの並びに国の行為を秘密にする必要があるものを除く。

- (1) 公募型指名競争入札方式によった工事
- (2) プロポーザル方式によった測量・建設コンサルタント等業務
- (3) 上記(1)並びに公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式以外の指名競争入札方式（以下「通常型指名競争入札方式」という。）によった工事等
- (4) 随意契約によった工事等

なお、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の対象工事等については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

第2 苦情申立ての窓口及び事務

- 1 苦情申立て及び回答の窓口は次のとおりとする。

窓口は森林管理局にあっては経理課、森林管理署にあっては総務課とする。

- 2 苦情の申立てがあった場合窓口は、速やかに苦情申立ての事項を次に掲げる担当課又は係に通知するものとする。

- (1) 第3の2の(1)及び(2)に掲げる苦情にあっては、工事等の担当課及び係。
- (2) 第3の2の(3)に掲げる苦情にあっては、工事等の指名者選考委員会の事務局担当課及び係。
- (3) 第3の2の(4)に掲げる苦情にあっては、工事等の随意契約審査委員会の

事務局担当課及び係。

- 3 2の通知を受けた担当課及び係は、速やかに苦情に対する理由を記載した書面を作成し窓口に戻付するものとする。

第3 一次苦情申立て

1 非指名理由等の通知

発注者である森林管理局長等は、公募型指名競争入札において、技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。

また、プロポーザル方式において技術提案書を提出した者のうち当該測量・建設コンサルタント等業務について特定しなかった者に対して特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

(1) 公募型指名競争入札

ア 技術資料を提出した者のうち、非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、非指名理由についての説明を求めることができる。

イ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、当該非落札理由についての説明を求めることができる。

(2) プロポーザル方式

ア 技術提案書を提出した者のうち、非特定理由の通知を受理した者で、当該非特定理由に対して不服がある者は、非特定理由についての説明を求めることができる。

イ 当該発注と同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該測量・建設コンサルタント等業務の技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、技術提案書の提出を求められなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 通常型指名競争入札方式

当該入札と同一の工事種別又は同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該通常型指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、非指名理由についての説明を求めることができる。

(4) 随意契約方式（(2)の場合を除く）

当該契約と同一の工事種別又は同一の業種区分に登録がある有資格者のう

ち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

3 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、別紙様式9（参考例）により、発注者である森林管理局長等に対して行うことができるものとする。

- (1) 2の(1)のア及び(3)に掲げる苦情にあつては、森林管理局長等による非指名通知を受けた日又は、森林管理局長等が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算してから7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内
- (2) 2の(1)のイに掲げる苦情にあつては、森林管理局長等が総合評価についての落札者決定結果の公表を行った日の翌日から起算してから7日（休日を含まない。）以内
- (3) 2の(2)のアに掲げる苦情にあつては、森林管理局長等が特定業者名の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
- (4) 2の(2)のイに掲げる苦情にあつては、森林管理局長等が選定業者名の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
- (5) 2の(4)に掲げる苦情にあつては、森林管理局長等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内

4 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、森林管理局長等は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により経する。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があると森林管理局長等が認めるときは、回答期間を延長できるものとする。

5 苦情の申立ての却下

森林管理局長等は、申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

6 苦情申立てについての教示

森林管理局長等は、以下の工事について、苦情申立てができる旨の7 教示を行うものとする。

- (1) 公募型指名競争入札方式又はプロポーザル方式にあはるつては、技術資料作成要領、技術資料の提出を求める際に送付する資料又は技術提案書の提出要請書（以下「技術資料作成要領等」という。）において、2の(1)の

ア及び(2)のイに掲げる苦情申立てができる旨並びに3の(1)及び(3)に規定する苦情申立期間を教示すること。

- (2) 公募型指名競争入札方式であって総合評価落札方式を実施する場合は、技術資料作成要領等において、2の(1)のイに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (3) 標準型プロポーザル方式及び通常型指名競争入札方式にあつては、2の(2)のイ及び(3)に掲げる申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。
- (4) 随意契約方式にあつては、2の(4)に掲げる申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。

7 苦情処理手続に係る明示

1から4に係る手続については、次のとおり明示するものとする。

- (1) 2の(1)及び2の(2)のイに係る手続については、技術資料作成要領等に記載すること。
- (2) 2の(2)のイ、(3)及び(4)に係る手続については、森林管理局において掲示すること。

(再) 苦情申立書

平成 年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

申立者

(住 所)

(電 話 番 号)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

- 1 (再) 苦情申立ての対象となる工事名
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項